

委任状の考え方について

H30.4.1

- ① どうしても保護者（父・母・後見人）が同伴できず、普段から接種を受けるお子さんの健康状態をよく知っている親族（祖父母など）が同伴する場合を想定して作成しています。
- ② 祖父母などが委任状なしで、接種にみえた場合は、保護者の同意を確認し接種。次回からは、保護者同伴できない場合は、委任状が必要である事を伝えてください。
- ③ 保護者の住所を確認できるものの、長期間にわたり保護者と連絡を取ることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、保護者に代わって以下の方から同意をとることができます。（定期接種実施要領より抜粋）
 - ・小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている場合：当該里親等
 - ・児童福祉施設に入所している場合：当該児童福祉施設の長
 - ・児童相談所に一時保護されている場合：当該児童相談所長
- ④ 委任状は各予防接種予診票の裏面への印刷、及び小郡市のホームページに掲載しています。（「予防接種の注意」のページに委任状（PDF ファイル）があります。）
- ⑤ 予防接種当日、複数の予防接種を同時接種する場合は、委任状の「予防接種名」に接種予定の全ての種類記載をしてください。
予診票裏面の委任状を使用する場合は、いずれか一つの予診票への記載で構いません。
- ⑥ 保護者以外が同伴し、予防接種を打った場合、委任状がなければ予防接種の請求ができない訳ではありません。
- ⑦ 平成30年4月1日以降に配布する「小郡市健康カレンダー」中に、委任状を同封しています。

※今年度より委任状の提出を求めています。が、現段階では、委任状を付けないと予防接種を打てないという訳ではありません。今後も市民に広く周知していきたいと考えていますので、ご理解の程よろしくお願いします。

※参照

- ・平成20年4月1日付け事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課通知「定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴について」
- ・平成27年12月22日付け健発1222第1号厚生労働省健康局長通知「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」

【問合せ先】

小郡市役所健康課健康推進係

〒838-0126 小郡市二森 1167-1

小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」内

TEL : 0942-72-6666